

平成

二十八年

五條市議会第二回六月定例会会議録(第四号)

平成二十八年六月二十二日(水曜日)

議事日程(第四号)

平成二十八年六月二十二日 午前十時開議

第一 議第四十四号 五條市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特

定個人情報提供に関する条例の一部改正について

議第四十九号 五條市立中央体育館条例の廃止について

第二 議第四十一号 五條市土砂等の埋立て等の規制に関する条例の制定について

議第四十二号 五條市移住体験型住宅の設置及び管理に関する条例の制定について

議第四十三号 五條市水道料金等審議会条例の制定について

議第四十七号 五條市上野公園条例の一部改正について

議第五十号 平成二十八年五條市国民健康保険特別会計補正予算(第一号)議定について

第三 議第八号 次期介護保険制度改正における福祉用具、住宅改修の見直しに関する意見書について

第四 議第九号 地震による火災を予防する対策を求める決議について

追加工程(第五号)

第一 議第十号 議場での秩序ある発言を求める決議について

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

出席議員（十二名）

欠席議員（なし）

説明のための出席者

市長
副市長
教育長

堀 檉 太

内 内 田

伸 成 好

起 吉 紀

十二番 十一番 十番 九番 八番 七番 六番 五番 四番 三番 二番 一番

大 益 吉 山 福 岩 窪 吉 宗 牧 平 養

谷 田 田 口 塚 本 田 部 野 岡 田

龍 吉 雅 耕 佳 康 雅 清 全

雄 博 範 司 実 孝 秀 正 寛 一 司 康

事務局職員出席者

事務局次長	山田和宏
事務局係長	八田勝彦
事務局主任	山田修二
	山本裕一
	福本慎一
	坂口裕美
	稲次祥友
	辻田博幸
	河田和永
	松井剛明
	和田進治
	泉谷武士
	松本智美
	松本久美
	西本賢二
	中本
	上田
	土地開発公社事務局次長
	企画政策課長
	秘書課長
	会計管理者
	水道局長
	大塔支所長
	総務部次長（財政課長）
	教育部長
	都市整備部長
	産業環境部長
	あんしん福祉部長
	すこやか市民部長
	危機管理監
	市長公室長
	技監
	理事（総務部長）

午前十時零分開会

○議長（吉田 正）ただいまから、去る十四日の散会前に引き続き本会議を再開いたします。

ただいまの出席議員数は定足数に達しておりますので、会議が成立いたします。

本日の日程につきましては、お手元に配布済みのとおりであります。

配布漏れはございませんか。――。

これより日程に入ります。

○議長（吉田 正）日程第一、議第四十四号及び議第四十九号の二議案を一括して議題といたします。

本案につきましては総務文教常任委員会に付託し、御審査をいただいておりますので、委員長に報告を求めます。総務文教常任委員会福塚実委員長。

〔総務文教常任委員長 福塚 実登壇〕

○総務文教常任委員長（福塚 実）議長から発言の許可をいただきましたので、ただいま議題となりました議第四十四号及び議第四十九号の二議案につきまして、総務文教常任委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

本案は、去る、六月十四日の本会議において当委員会に付託され、十五日、午前十時から開会いたしました委員会において、それぞれ提案者の説明を受け、質疑に入り、討論を省略して採決をいたしましたものであります。

初めに、議第四十四号 五條市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報提供に関する条例の一部改正については、平成二十九年七月から開始される市町村間の情報連携を行い、住民の利便性の向上を図るため、個人番号の独自利用事務を追加するもので、当局から説明があり了承した次第であります。

次に、議第四十九号 五條市立中央体育館条例の廃止については、五條市立中央体育館が昭和四十六年に建設され、本年九月で四十五年が経過し、耐用年数も過ぎ老朽化しているとともに、耐震補強もされていない。また、本年九月末に代替施設となる（仮称）五條総合体育館が

しゅん工予定であり、周知期間を含め平成二十九年四月一日をもって用途廃止するもので、当局から説明があり了承した次第であります。委員から、用途廃止するまでの中央体育館の安全性についてただしたのに対し、「安全性は大丈夫と思われる。」との答弁がありました。また、徒歩等により中央体育館を利用している方が（仮称）五條総合体育館へ行くための配慮についてただしたのに対し、「地域の体育館や小学校の体育館の利用を勧めていきたいと考えている。」との答弁がありました。また、中央体育館と（仮称）五條総合体育館の利用料金の差についてただしたのに対し、「中央体育館における市民の利用料は全額減免されているが、（仮称）五條総合体育館はアリーナの全面使用料を一時間三千四百円と設定しており、中央体育館のように全額減免はしない。ただし、市内の小・中学校の生徒等が行う各種競技大会やクラブ活動、市や県の体育協会が行う各種競技大会等では二分の一が減免され、教育委員会が主催する学校の大会等は全額減免になる。」との答弁がありました。また、利用者の負担がなくなるよう十分協議して検討してもらいたいとの意見がありました。また、中央体育館を用途廃止することの市民への周知についてただしたのに対し、「広報やホームページへの掲載とともに、主な利用者が毎月行う利用申請時に説明していく。」との答弁がありました。また、用途廃止後の中央体育館の安全管理についてただしたのに対し、「教育委員会で施設の巡回をして管理していきたい。」との答弁がありました。また、隣接する五條幼稚園の先生方にも協力してもらうとともに、職員の安全のため、複数の人数で巡回をして、施設の安全管理を行ってもらいたいとの意見がありました。

こうして、当委員会に付託された二議案につきましては、慎重審査を経て、それぞれの議案について採決を行い、全員一致をもって可決すべきものと決定いたしました。

以上、御報告申し上げます。

○議長（吉田 正）報告が終わりました。

この際、議員各位に申し上げます。

委員長報告に対する質疑は審査の経過及び結果についてであり、議案についての質疑は去る十四日に行いました議案審議において既に終了いたしております。

ただいまの総務文教常任委員会委員長の報告に対する質疑に入ります。――。

質疑を終わります。

お諮りします。本案につきましては、討論を省略したいと思いますが、御異議ございませんか。

「異議なし」の声あり」

○議長（吉田 正）御異議なしと認めます。よつて本案は討論を省略することに決しました。

これより本案を一括して採決いたします。

お諮りいたします。ただいま総務文教常任委員会委員長から報告がありましたとおり、本案は原案のとおり決することに御異議ございませんか。

「異議なし」の声あり」

○議長（吉田 正）御異議なしと認めます。よつて本案は原案のとおり可決されました。

○議長（吉田 正）次に、日程第二、議第四十一号から議第四十三号、議第四十七号及び議第五十号の五議案を一括して議題といたします。

本案につきましては、厚生建設常任委員会に付託し、御審査をいただいておりますので、委員長に報告を求めます。厚生建設常任委員会吉田雅範委員長。

〔厚生建設常任委員長 吉田雅範登壇〕

○厚生建設常任委員長（吉田雅範）議長から発言の許可をいただきましたので、ただいま議題となりました、議第四十一号から議第四十三号、議第四十七号及び議第五十号の五議案につきまして、厚生建設常任委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

本案は、去る、五月十四日の本会議において当委員会に付託され、十六日、午前十時から開会いたしました委員会において、それぞれ提案者の説明を受け、質疑に入り、討論を省略して採決をいたしましたものであります。

初めに、議第四十一号 五條市土砂等の埋立て等の規制に関する条例の制定については、市内における土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生を未然に防ぎ、市民生活の安全を確保するために必要な規制を行うため、必要な事項を定めるもので、当局から説明がありました。また、高さ五メートル毎に設ける小段の排水についてただしたのに対し、「排水施設を設けることになっている。」との答弁がありました。また、軟弱な地盤上に盛土をした場合の崩落防止に対する規制についてただしたのに対し、「施行規則で滑りやすい土質の層があるときは、その地盤に滑りが生じないように杭打ち、土の置き換え、その他の措置が講じられていることと条件を付している。」との答弁が

ありました。また、軟弱な地盤等の確認についてただしたのに対し、「申請にあたり当該業者の費用で土壌の調査を行い、データや計算式等の確認作業を市の技術職員で行うが、職員で対応できない場合には市の費用で外部委託をして対応する。」との答弁がありました。また、現在、土砂等の埋立てが行われている地元住民の意見の反映についてただしたのに対し、「安定的な土の盛り方になるよう構造的な基準を設けた。また、三、〇〇〇平方メートル以上の規模のものについては、土質・排水について定期的に調査をして市に報告するようになっていく。」との答弁がありました。また、地元同意の取得についてただしたのに対し、「他団体で感情的な理由により地元同意が得られず不許可にしたが、物理的な不許可の理由がないということで裁判で負けた判例もあり、弁護士とも相談した結果、地元同意を条例の中に盛り込まなかった。」との答弁がありました。また、条例施行後の職員の体制についてただしたのに対し、「現在行っている不法投棄監視パトロールに土砂の監視を追加するとともに、職員もパトロールを行ってまいりたい。」との答弁がありました。また、条例施行前から土砂の埋立て等を行っている事例への対応についてただしたのに対し、「平成二十八年十二月三十一日まではこの条例の適用を受けないが、平成二十九年一月一日以降も同じ場所に土砂等を搬入する事業については、条例の適用を受け申請が必要である。」との答弁がありました。また、市民への周知についてただしたのに対し、「広報紙や市のホームページに掲載するとともに、分かりやすい散らしを作成して周知していく。」との答弁がありました。また、隣接する土地所有者等への理解と協力の必要性についてただしたのに対し、「指導要綱により関係地域に居住する住民・自治会・水利権者等に説明会を行うことを定めているとともに、隣接土地所有者の同意書が必要となっている。ただし、市長が認める場合にあっては、この限りでないとしており、これは感情的なものによる不同意に対しては必要ないという解釈である。」との答弁がありました。また、のり面の高さの限度についてただしたのに対し、「施行規則で原則として十五メートル以内としている。」との答弁がありました。また、土砂に産業廃棄物等が混入している場合の対応についてただしたのに対し、「産業廃棄物等については所管している奈良県に通報し対応することになる。」との答弁がありました。また、被害が発生した場合の補償についてただしたのに対し、「行為者が被害者に対応するものである。」との答弁がありました。また、罰則規定があるが事業者の会社が無くなった場合の責任についてただしたのに対し、「両罰規定の中で、会社だけでなく違反行為を行った本人も罰することとなっている。」との答弁がありました。また、罰則・罰金については、検察庁と協議をして承諾をいただいている。」との答弁が対し、「条例による罰金の上限は百万円となっており、罰則・罰金については、検察庁と協議をして承諾をいただいている。」との答弁がありました。また、土質や排水の検査方法についてただしたのに対し、「業者が検査機関に依頼し、市の職員も立ち会って検査を行う。また、報告書には環境計量士の資格を持った方の署名を義務付けている。」との答弁がありました。また、公的機関での検査についてただした

のに対し、「奈良県の検査機関でできるか確認を行いたい。」との答弁がありました。

次に、議第四十二号 五條市移住体験型住宅の設置及び管理に関する条例の制定については、五條市に移住を希望する者に対し、住宅を一時的に提供し、山村の自然や生活環境の体験に供することで、移住・定住促進及び地域の活性化を図るため、五條市移住体験型住宅の設置及び管理に関し必要な事項を定めるもので、当局から説明があり了承した次第であります。委員から、五條市移住体験型住宅の状況についてただしたのに対し、「この施設は急斜面に立地し、近隣には住宅が二軒ある。室内には、エアコンはないが冬場のためにファンヒーターを設置し、寝具は九セットで食器類も完備しており、水道は簡易水道である。」との答弁がありました。また、移住体験をして五條市に住みたい方への対応についてただしたのに対し、「この施設は体験住宅なので、NPO法人等を通じて住宅を紹介していきたい。」との答弁がありました。また、施行規則について資料請求があり委員長の許可後、議長から理事者に資料請求を行い、施行規則（案）が配付された後、委員から、ここで生じたけがや事故への対応についてただしたのに対し、「本人の責任による事故等については本人が対応し、建物等が原因であれば保険が適用される。」との答弁がありました。また、この施設の管理についてただしたのに対し、「地元の自治会に月一万円で管理していただく。」との答弁がありました。また、この施設のPRについてただしたのに対し、「市のホームページや東京にある奈良まほろば館や主要駅にパンフレットを配置していく。」との答弁があり、委員から、奈良県の移住交流推進室と連携してPRしてもらいたいとの意見がありました。また、イノシシの侵入等への対策についてただしたのに対し、「地区の周囲に侵入を防ぐネットが張られている。」との答弁がありました。また、委員から、利用できる人数等詳細については条例にないので規則等で規定するよう意見がありました。

次に、議第四十三号 五條市水道料金等審議会条例の制定については、本市の水道事業及び簡易水道事業等の公正妥当な料金を検討するため、五條市水道料金等審議会の条例を制定しようとするもので、当局から説明があり了承した次第であります。委員から、水道料金を値上げする理由についてただしたのに対し、「平成三十年度に安定水利権を購入する費用として十三億円必要となることも原因である。」との答弁があり、委員から、十三億円の根拠についてただしたのに対し、「五條市は当初、暫定水利権で、奈良県の水利権を借りていた状態であった。しかし、大滝ダムが完成したので水利権を確保する必要がある。大滝ダムの水利権は十八億円と言われたが、大迫ダム・津風呂湖ダムの農林水産省の水利権を利用すれば十三億円で確保できるということが進んできた経緯がある。ただし、先々月、奈良県から五條市、大淀町、下市町、吉野町が連携して上水道を統合してはどうかというお話があった。統合がうまくいけば十三億円がいらなくなる可能性が出てくるので、その方向で進めてまいりたい。」との答弁がありました。また、不足する水利権の割合についてただしたのに対し、「約六〇パーセ

ントである。」との答弁がありました。

次に、議第四十七号 五條市上野公園条例の一部改正については、五條市上野公園に新しく総合体育館ができるため、その体育館に係る規定を加えるもので、当局から説明があり了承した次第であります。委員から、体育館の使用申請についてただしたのに対し、「一般の利用は三箇月前から受け付ける。また、県大会や近畿大会など大きなイベントの場合は早くから予約できる。」との答弁がありました。また、市民等に対する減免の取扱いについてただしたのに対し、「以前から運用している五條市有料公園施設使用料減免取扱要綱で運用すると中央体育館のように全額減免にはならない。」との答弁がありました。また、他施設との利用料金の比較についてただしたのに対し、「アリーナの利用料は一時間三千四百円であり、和歌山県立橋本体育館と比べると約六〇パーセント程度の料金である。また、奈良県立橿原公苑体育館は一時間三千三百六十円である。」との答弁がありました。また、市民への減免の拡充や初年度は半額にする等の考えについてただしたのに対し、「利用料金の設定については、アリーナは年間のランニングコストを開館している年間時間数で割ったものを面積案分して算出し、会議室等は市有施設の平均を基にしたものである。また、中央体育館の代替施設でもあることや市民に親しんでいただくことも大事である。例えば無料開放日等も考慮して運用してまいりたい。」との答弁がありました。また、適正な価格設定なのかただしたのに対し、「いろんな解釈があるが、今までの老朽化した施設と違い、設備も冷暖房も完備されていることも御理解いただきたい。また、指定管理にする場合に、支障が出ないようにしなければならぬ。市民からの不満もあると思うが、議論を重ねて再度検討しながら進めてまいりたい。」との答弁がありました。また、二団体が半面ずつ使用した場合の冷暖房利用料金の負担についてただしたのに対し、「利用料金を二団体が割ることになり、それぞれ一千二百五十円となる。」との答弁がありました。また、会議室の冷暖房利用料金についてただしたのに対し、「個別にエアコンを設置しており、会議室の利用料金に含まれている。」との答弁があり、委員から、そのような規定が条例にないので要綱等で定める必要があるとの意見がありました。また、申込者は市民であるが利用者のほとんどが市外の場合の見極めについてただしたのに対し、「他市では利用者の名簿を提出してもらっているところもあり参考にしていきたい。」との答弁があり、委員から、公正・公平に取り扱ってもらいたいとの意見がありました。また、予約を取消した場合のキャンセル料についてただしたのに対し、「他市では料金の支払いを三日前までにお願ひし、三日前まではキャンセル料は要らないが、それを過ぎると料金を返金しないところが多いので参考にしたい。」との答弁がありました。

次に、議第五十号 平成二十八年五條市国民健康保険特別会計補正予算（第一号）議定につきまして、電算システム改修業務委託料百二十一万円を追加し、その財源は国庫補助金である国民健康保険制度関係業務準備事業費補助金で賄い、歳入歳出予算の総額をそれぞれ五十二

億八百二十一万円とするもので、当局の説明により了承した次第ではありますが、委員から、システム改修の内容と期間についてただしたのに対し、「平成三十年に国民健康保険の制度が奈良県で単位化されることに伴い、奈良県にデータを集約するため、市のシステムを委託している業者側で市の独自システムから基礎ファイルへ変換及び改修するものであり、期間は一箇月から一箇月半掛かると考えている。」との答弁がありました。

こうして、当委員会に付託された五議案につきましては、慎重審査を経て、それぞれの議案について採決を行い、全員一致をもって可決すべきものと決定いたしました。

なお、付託議案の審査終了後、当局から、五條市立養護老人ホーム花咲寮整備基本計画及び（仮称）五條総合体育館の活用計画について報告を受けた次第であります。

以上、御報告申し上げます。

○議長（吉田 正）報告が終わりました。

ただいまの厚生建設常任委員会委員長の報告に対する質疑に入ります。――。

質疑を終わります。

お諮りいたします。本案につきましては討論を省略したいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（吉田 正）御異議なしと認めます。よって本案は討論を省略することに決しました。

これより本案を一括して採決いたします。

お諮りいたします。ただいま厚生建設常任委員会委員長から報告がありましたとおり、本案は原案のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（吉田 正）御異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決されました。

○議長（吉田 正）意見調整のため午後二時まで休憩いたします。

午前十時二十七分休憩に入る

午後二時零分再開

○議長（吉田 正）休憩前に引き続き会議を再開いたします。

ただいまの出席議員数は定足数に達しておりますので、会議が成立いたします。
会議を続けます。

○議長（吉田 正）次に、日程第三、発議第八号を議題といたします。

事務局長に朗読させます。

○事務局長（竹本勝治）発議第八号 次期介護保険制度改正における福祉用具、住宅改修の見直しに関する意見書について。
標記のことについて、五條市議会会議規則第十四条第一項の規定により提出します。

平成二十八年六月二十二日提出

提出者 五條市議会議員 山口耕司

賛成者 五條市議会議員 岩本 孝

〃 平岡清司

○議長（吉田 正）提案の趣旨説明を求めます。（「九番」の声あり）九番山口耕司議員。

〔九番 山口耕司登壇〕

○九番（山口耕司）ただいま上程されました発議第八号、次期介護保険制度改正における福祉用具、住宅改修の見直しに関する意見書について議長から発言の許可をいただきましたので、案を朗読して提案の趣旨説明に代えさせていただきます。

次期介護保険制度改正における福祉用具、住宅改修の見直しに関する意見書（案）

平成二十七年六月三十日に閣議決定された「骨太の方針」の中で、次期介護保険制度改正に向けて、軽度者に対する福祉用具貸与等の給付

の見直しを検討することが盛り込まれました。現行の介護保険制度による福祉用具、住宅改修のサービスは、高齢者自身の自立意欲を高め、介護者の負担軽減を図るという極めて重要な役割を果たしています。

例えば、手すりや歩行器などの軽度者向け福祉用具は、転倒、骨折予防や自立した生活の継続を実現し、重度化を防ぎ遅らせることに役立っています。また、安全な外出機会を保障することによって、特に一人暮らしの高齢者の閉じ籠もりを防ぎ、社会生活の維持につながっています。

仮に軽度者に対する福祉用具、住宅改修の利用が原則自己負担になれば、特に低所得世帯等弱者の切捨てになりかねず、また、福祉用具、住宅改修の利用が抑制され重度化が進展し、結果として介護保険給付の適正化という目的に反して高齢者の自律的な生活を阻害し給付費が増大するおそれがあります。

以上の理由から次期介護保険制度改正における福祉用具、住宅改修の見直しにおいては、高齢者の自立を支援し、介護の重度化を防ぐといった介護保険の理念に沿って介護が必要な方の生活を支える観点から検討を行うことを強く求めます。

平成二十八年六月二十二日

五 條 市 議 会

議員各位には何とぞ御賛同賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。
ありがとうございます。

○議長（吉田 正）提案の趣旨説明が終わりました。

これより質疑に入ります。――。

質疑を終わります。

お諮りします。本案につきましては討論並びに委員会付託を省略したいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（吉田 正）御異議なしと認めます。よって本案は討論並びに委員会付託を省略することに決しました。
これより本案を採決いたします。

なお、この採決は起立により行います。

お諮りします。本件は原案のとおり可決し、意見書を提出することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（吉田 正）起立全員であります。

よって本案は原案のとおり可決し、意見書を提出することに決しました。

なお意見書の取り扱いについては、議長に御一任願います。

○議長（吉田 正）次に、日程第四、発議第九号を議題といたします。

事務局長に朗読させます。

○事務局長（竹本勝治）発議第九号 地震による火災を予防する対策を求める決議について。

標記のことについて、五條市議会会議規則第十四条第二項の規定により別紙のとおり提出します。

平成二十八年六月二十二日提出

提出者 五條市議会運営委員会委員長 牧 野 雅 一

○議長（吉田 正）提案の趣旨説明を求めます。議会運営委員会牧野雅一委員長。

〔議会運営委員長 牧野雅一登壇〕

○議会運営委員長（牧野雅一）議長から発言の許可をいただきましたので、ただいま上程されました発議第九号、地震による火災を予防する対策を求める決議について、案を朗読して提案の趣旨説明とさせていただきます。

地震による火災を予防する対策を求める決議（案）

平成七年一月十四日発生 of 阪神・淡路大震災、また、平成二十三年三月十一日発生 of 東日本大震災、今年四月十四日に発生した平成二十八年熊本地震などでは、多くの方々が被災され犠牲となり、今もなお不自由な生活を送られております。

これまで、震災による被災原因の一つが地震発生後の火災であり、その中でも六割以上が電気に関係する火災と言われております。

言い換えれば、その電気を遮断することで六割以上の火災を未然に防ぐことが可能であるとも言われております。五條市におきましても、市内各地に古い木造家屋からなる住宅密集地域もあり、今後、南海トラフを震源とする巨大地震の発生が危惧される中、電気火災による多くの建物被害や人的被害も予測されるところであります。

そのような中、市内の団体からも火災を未然に防ぐ対策を求める要望書が提出されております。

つきましては、五條市として地震時の電気火災に対応できる有効な予防対策を講じることを求めるものである。以上、決議する。

平成二十八年六月二十二日

五條市議会

議員各位には何とぞ御賛同賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。
ありがとうございます。

○議長（吉田 正）提案の趣旨説明が終わりました。

これより質疑に入ります。――。

質疑を終わります。

お諮りします。本案につきましては討論並びに委員会付託を省略したいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（吉田 正）御異議なしと認めます。よって本案は討論並びに委員会付託を省略することに決しました。

これより本案を採決いたします。

お諮りします。本案は決議案のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（吉田 正）御異議なしと認めます。よって本案は決議案のとおり可決されました。

○議長（吉田 正）お諮りします。ただいま議会運営委員会から議場での秩序ある発言を求める決議が提出されました。

この際、これを日程に追加し、議題とすることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（吉田 正）御異議なしと認めます。よって本案を日程に追加し、直ちに議題とすることに決しました。追加議案及び日程を配布させます。

配布漏れはございませんか。――。

配布漏れなしと認めます。

これより日程に入ります。

○議長（吉田 正）追加日程第一、発議第十号を議題といたします。

事務局長に朗読させます。

○事務局長（竹本勝治）発議第十号 議場での秩序ある発言を求める決議について。

標記のことについて、五條市議会会議規則第十四条第二項の規定により別紙のとおり提出します。

平成二十八年六月二十二日提出

提出者 五條市議会運営委員会委員長 牧 野 雅 一

○議長（吉田 正）提案の趣旨説明を求めます。議会運営委員会牧野雅一委員長。

〔議会運営委員長 牧野雅一登壇〕

○議会運営委員長（牧野雅一）議長から発言の許可をいただきましたので、ただいま上程されました発議第十号、議場での秩序ある発言を求める決議について、案を朗読して提案の趣旨説明とさせていただきます。

議場での秩序ある発言を求める決議（案）

平成二十八年六月十四日に開催されました本会議で、益田議員の質疑に対し、議長からの発言の許可を得ず、市長が自席からされた、その発言・言動は、会議規則では、議場での発言は全て議長の許可を得た後でなければなりません、許可なく発言されたことは、議会運営の秩序

が保たれなくなり、今後の議会運営に支障が生じるものと言わざるを得ません。

よって、今後の議会運営に対しましては、会議規則を十分認識し遵守したうえで、議員並びに理事者各位がお互いに取り組まれることを求めるものである。

以上、決議する。

平成二十八年六月二十二日

五條市議会

議員各位には何とぞ御賛同賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。
ありがとうございます。

○議長（吉田 正）提案の趣旨説明が終わりました。

これより質疑に入ります。――。

質疑を終わります。

お諮りします。本案につきましては討論並びに委員会付託を省略したいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（吉田 正）御異議なしと認めます。よって本案は討論並びに委員会付託を省略することに決しました。

これより本案を採決いたします。

お諮りします。本案は決議案のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（吉田 正）御異議なしと認めます。よって本案は決議案のとおり可決されました。

○議長（吉田 正）この際、お諮りいたします。

各常任委員会委員長及び議会運営委員会委員長から、会議規則第一百五条の規定により、お手元に配布いたしております閉会中継続調査申出一覧表のとおり、閉会中の継続調査申出書が提出されております。

各委員会委員長から申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ございませんか。

「〔異議なし〕の声あり」

○議長（吉田 正）御異議なしと認めます。よって申出どおり、閉会中の継続調査とすることに決しました。

○議長（吉田 正）この場をお借りいたしましたして、皆様におわびを申し上げます。

これまで、庁舎内は禁煙でありながら、一部の議員が議員控室で喫煙しておりましたことで、皆様方に御迷惑をお掛けいたしましたことをこの場をお借りし、市議会を代表しておわび申し上げます。

今後は、議員としての品位と倫理の向上に努めてまいりたいと思います。

大変申し訳ございませんでした。

市長から発言の申出がありますので、許可いたします。太田市長。

〔市長 太田好紀登壇〕

○市長（太田好紀）ただいま議長の発言許可をいただきましたので、議員控室で本市の議会議員が喫煙をしていたことについて、庁舎の管理責任は私、市長にありますことから、市民の皆様には心からおわびを申し上げます。

御存じのように、「健康増進法」では「受動喫煙」を「室内又はこれに準ずる環境において、他人のたばこの煙を吸わされること」と定義しており、受動喫煙の被害の責任は、たばこを吸う人ではなく、施設の管理者にあるとしています。

五條市役所においては、平成二十年九月一日から、職員はもとより、来庁者にも御協力をいただき、「建物内禁煙」を実施しているところでもあります。

私は、本年四月六日に五條市議会が議員全員協議会を開催し、「建物内禁煙」を協議しているさなか、市役所内は禁煙となっているにもかかわらず、休憩中の一部の議員が、会派の控室で喫煙していたという事実を知り、市民の代表であるはずの議員の認識の低さに、強い不信感と憤りを感じました。

受動喫煙を取り巻く環境が変化する中、いまだに建物内で喫煙している者がいたこと、また、それが市議会議員であったことは、驚きであり、非常に遺憾であり、市民の皆様に対し、庁舎を預かる者として大変申し訳なく思っております。

議員各位には、今後一切、このようなことがないような取組がなされるものと期待をします。

私といたしましても、健康推進法を遵守し、公共施設の受動喫煙防止対策を進め、市民の皆様はもちろん、職員と議員の健康を守るため一層の努力をしてまいりますので、改めて御協力をお願い申し上げますとともに、このたびのことに対する庁舎管理の責任者としての謝罪といたします。

○議長（吉田 正） 以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

お諮りします。本定例会の会期は二十三日までとなっておりますが、議事が全部終了いたしましたので、本日これをもって閉会したいと思います。御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（吉田 正） 御異議なしと認めます。よって本定例会は本日これをもって閉会することに決しました。

閉会に当たり、一言御挨拶を申し上げます。

議員各位には、五條市土砂等の埋立て等の規制に関する条例の制定を始め、重要案件の審議に終始御熱心に御精励賜り、厚くお礼申し上げます。

理事者各位には、事務事業の執行に際し、本会議、各常任委員会における議員各位の御意見、御提言を十分尊重され、市政の一層の向上を目指して、御精励くださいますようお願いを申し上げます。

以上で、閉会のあいさつといたします。

市長から閉会の御挨拶があります。太田市長。

〔市長 太田好紀登壇〕

○市長（太田好紀） 平成二十八年第二回定例会の閉会に当たりまして、一言御挨拶を申し上げます。

議員各位には、公私とも何かと御多用の中、本定例会におきまして、慎重審議を賜り誠にありがとうございました。

今議会に提出いたしました議案につきましては、可決等を得ましたことに心からお礼を申し上げます。

本定例会中に議員各位からいただきました御意見、御提言を踏まえながら、これからの市政運営を進めてまいりたいと考えておりますので今後とも市政発展のため御協力のほど、よろしくお願いを申し上げます。

これから厳しい暑さを迎えるわけですが、議員各位におかれましては、どうぞ健康には十分御留意いただき、今後とも市政発展と市民の幸せのため、一層の御尽力を賜りますことをお願い申し上げます、閉会に当たつてのお礼の御挨拶とさせていただきます。

○議長（吉田 正） これをもちまして、平成二十八年五條市議会第二回六月定例会を閉会いたします。

午後二時十八分閉会

本会議録の正当なることを証明するためにここに署名する。

議 会 議 長 吉 田 正

署 名 議 員 岩 本 孝

署 名 議 員 福 塚 実

署 名 議 員 吉 田 雅 範

